

改正京都市地球温暖化対策条例について

改正京都市地球温暖化対策条例

(平成22年10月制定, 平成23年4月施行 (一部, 平成24年4月施行))

1 目標の明示

- ① 前文に, 温室効果ガス排出量を1990 (平成2) 年度比80%以上の削減により持続的な発展が可能となる低炭素社会を目指すという基本理念を掲げた。
- ② 条文中に, 2020 (平成32) 年度までに25%, 2030 (平成42) 年度までに40%という排出量削減目標を明記した。

2 義務規程の設定

① 特定事業者排出量削減計画書制度

- 温室効果ガス排出量の多い事業者に対し, 3年間の削減計画と毎年度の排出実績及び取組状況の報告を義務付け, その報告を本市が公表する従来の制度に加え, 削減の取組内容を本市が評価し, その評価結果も併せて公表することとした。
- さらに, エコ通勤の取組状況の報告, 環境マネジメントシステムの導入, 新車購入時のエコカーの選択を新たに義務付けた。

② 特定建築物排出量削減計画書制度

- 大規模な建築物を建築しようとする建築主に対し, あらかじめ環境への配慮に係る建築物の性能を評価する「CASBEE」の評価の結果などを添付した「削減計画書」の提出を義務付け, その報告を本市が公表する従来の制度に加え, 評価結果を工事現場や販売広告に表示することを新たに義務付けた。
- さらに, 再生可能エネルギー設備の設置及び地域産木材の利用を義務付けた。

③ 緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務

市内の市街地 (都市緑地法に規定する緑化重点地区) に敷地面積の大きな建築物を建築しようとする建築主に対し, 敷地内の緑化を新たに義務付けた。

3 府市共同化

改正時期が同じである府市の地球温暖化対策条例について, 共通の目標の設定, 二重行政の解消などを図るため, 削減目標をはじめ, 主な義務規定等を共同化した。

事業者排出量削減計画書制度

特定事業者とは

府又は市の区域内において、下表の要件に該当する「事業者」

※算定は省エネ法に準拠

区分	要件
大規模エネルギー使用事業者	事業活動に伴う電気やガスなどのエネルギー使用量が原油に換算して1,500キロリットル以上の事業者の方
大規模輸送事業者	・トラック 100台以上 ・バス 100台以上 ・タクシー 150台以上 を保有する 輸送事業者の方 鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者の方
その他の温室効果ガス 大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、 温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が 二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者の方



3年間の削減計画に関する 事業者排出量削減計画書（計画書）
計画の実施状況を報告する 事業者排出量削減報告書（報告書）

の提出義務

事業者排出量削減計画書制度

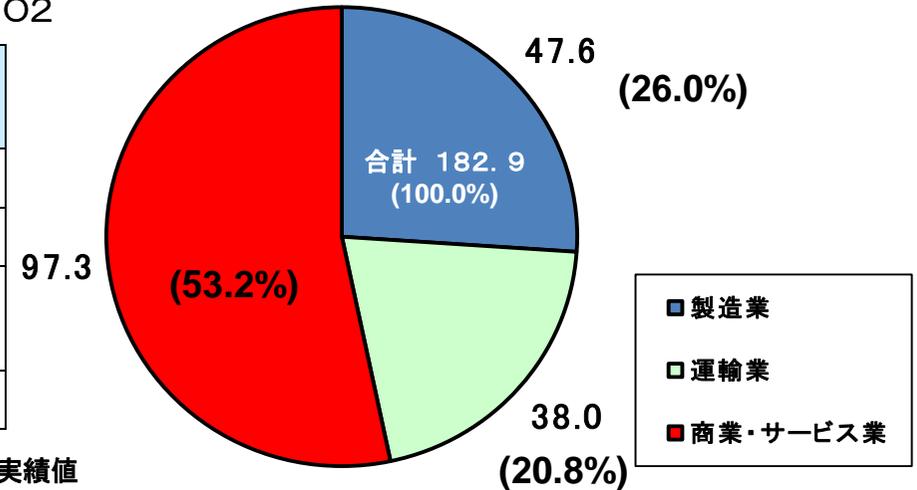
京都市内の特定事業者の温室効果ガス排出状況

1 2009（平成21）年度の特定事業者 業種別状況

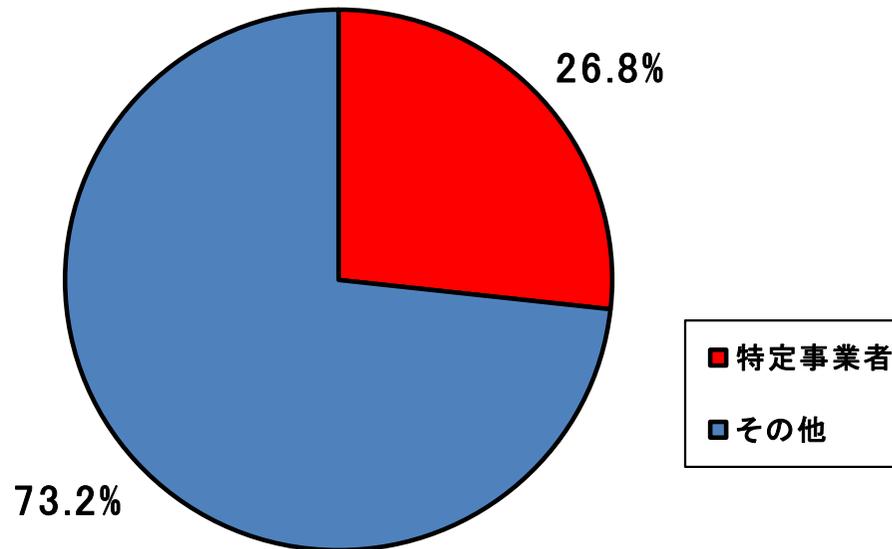
単位：万トン-CO2

業種	事業者数	実績排出量	基準年度排出量※	増減率
製造業	41	47.6	60.9	▲21.8
運輸業	28	38	40	▲5.0
商業 サービス業	78	97.3	103.3	▲5.9
合計	147	182.9	204.3	▲10.5

※基準年度排出量は、削減計画策定時の前年度の実績値



2 2008（平成20）年の温室効果ガス排出割合状況（目安）



事業者排出量削減計画書制度の概要

<制度の特徴>

- 1 事業者排出量削減計画書の総合評価制度
 - 2 オフセット導入
 - 3 EMS導入の義務化
 - 4 エコ通勤の推奨
 - 5 全国初の府市共同条例
 - 6 新車購入時のエコカー選択義務
- 市条例にのみ係る規定（京都市内に事業場のある特定事業者対象）

事業者排出量削減計画書制度

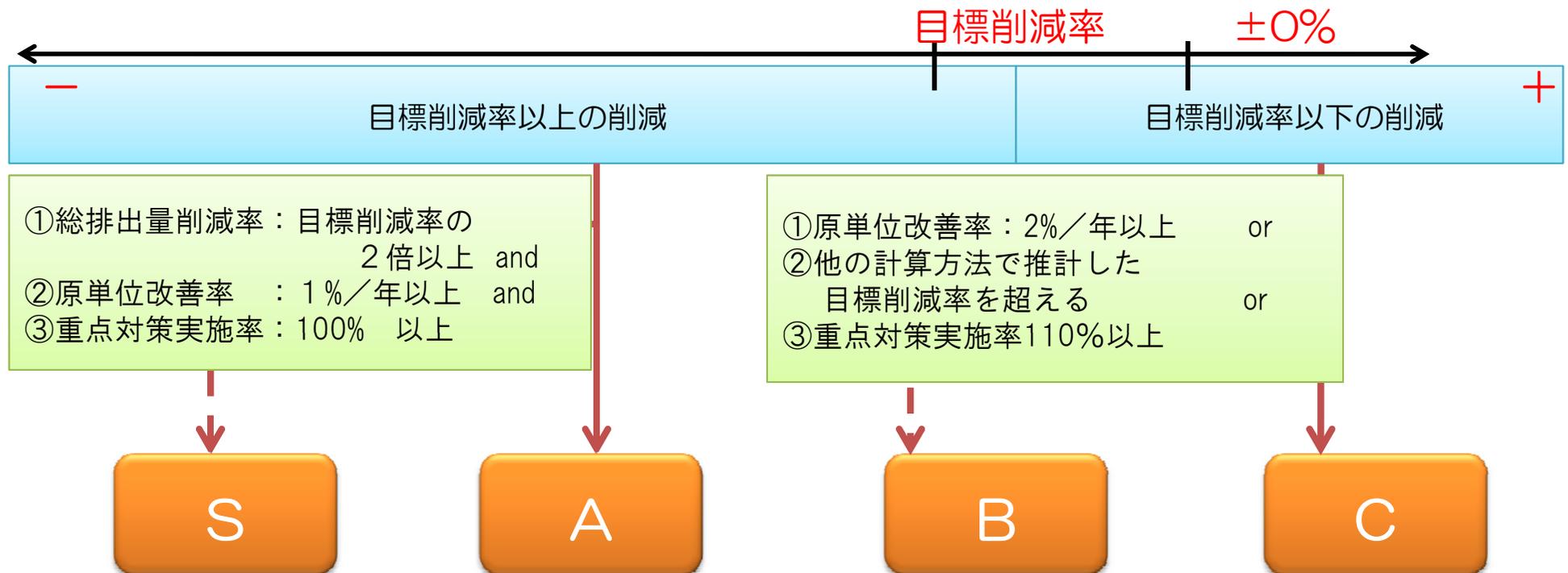
1 事業者排出量削減計画書の総合評価制度

評価の基準となる「目標削減率」を部門別に設定 ※部門は「事業者」としての産業分類による

業務部門：3年間の年平均▲3%
産業部門：3年間の年平均▲2%
運輸部門：3年間の年平均▲1%

相当の削減

事業者の削減の計画値が、目標削減率を超えるか超えないかにより評価を確定



※基本事項に関し、実施が100%未満の場合：D

事業者排出量削減計画書制度

優良事業者に対するインセンティブ

● 「事業者排出量削減**計画書**」

事業者 → 京都市
3年に1度提出

京都市が計画書を評価し、
計画書及び評価を公表

● 「事業者排出量削減**報告書**」

事業者 → 京都市
毎年度提出

最終年度には、
京都市が報告書を評価し、
報告書及び評価を公表

事業者のうち
有識者の意見により
S評価は

表彰

事業者に対する指導・助言

● 「事業者排出量削減**計画書・報告書**」

C・D評価の場合

C・D評価となる理由が不明瞭な事業者には訪問

評価公表前

訪問 ⇒ 指導・助言

公表

評価公表後

訪問 ⇒ 指導・助言

クレジット
購入による
オフセット

改善するまで
繰返す

事業者排出量削減計画書制度

2 オフセット（クレジット等の活用）

評価の対象は，クレジット活用後の排出量
「実際の排出量」「購入クレジット償却量」も公表



活用できるクレジット等

国内クレジット

… 購入し償却した国内クレジットの量

J-VER

… 購入し償却したJ-VERの量

京都独自クレジット

… 購入し償却した京都独自クレジットの量

グリーン電力・熱証書

… 購入した証書を二酸化炭素として換算した量

再生可能エネルギー
(余剰)

…
・他の者に供給した電力を二酸化炭素として換算した量
・産業用に供給された蒸気を二酸化炭素として換算した量
・産業用以外に供給された蒸気，温水，冷水を二酸化炭素として換算した量

事業者排出量削減計画書制度

3 EMS導入義務

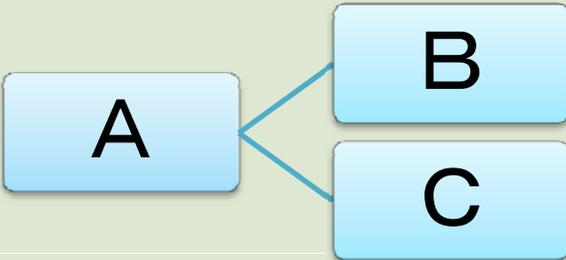
目的

温室効果ガス排出量の多い特定事業者において、率先してEMSを導入することにより、温室効果ガス排出量の確実・継続的な削減を進める。

EMSの定義

ISO14001 / KES / エコアクション21 / エコステージ / グリーン経営認証
 エコ京都21 / その他の第三者認証EMS / 独自の環境マネジメントシステム

導入範囲

	1事業所	複数事業所	フランチャイズ
経営パターン			
EMSの導入を要する事業所	当該事業所	次のいずれかの事業所が取得 エネルギー使用量が多い事業所 従業員が多い事業所 延床面積が大きい事業所 本社	Aが導入 (Aが市内にない場合は) B～Dのいずれかを先導的店舗 と位置付けて導入 Aが導入し、B～Dにその効果が 及ぶシステムを構築する

事業者排出量削減計画書制度

4 エコ通勤の取組状況の報告

計画書・報告書において、エコ通勤の取組を記載しなければならない。

記載項目は、次のとおりとする。

エコ通勤の報告内容については評価の対象とならない。

措置の内容

【対象】 特定事業者が所有する府内又は市内事業所

【記載事項】 従業員のエコ通勤を促進するために実施している措置又は実施しようとする措置の具体的な内容

※ 措置の内容に対して目標数値を設定している場合は、可能な限り数値を記載するものとする。

「エコ通勤」とは…従業員の通勤手段が、クルマから電車やバス・自転車・徒歩等に、自発的に転換することを促す、事業所主体の様々な取組

（「エコ通勤の手引き」平成20年7月 国土交通省・（社）土木学会 より）

措置の採用理由

エコ通勤を促進するために実施している措置又は実施しようとする措置について、その理由（現状認識、期待する効果等）を記載する。

いかなる措置も取り得ない場合は、その理由を記載する。

事業者排出量削減計画書制度

6 エコカー選択義務

目的

事業活動に伴う自動車利用による温室効果ガスの排出量削減を進めるため、新車購入（リース含む。）時には温室効果ガス排出量の少ない自動車を選択する。

義務の内容

計画期間に購入又はリースにより取得する
新車（対象車種に限る。）の総台数に対する
エコカーの割合を
50%以上選択すること

対象期間	削減計画書の計画期間と同じ
対象行為	新車の購入及びリース
対象車種	型式指定を受けた自動車であって、 ①乗用自動車（乗車定員10人以下） ②貨物自動車（車両総重量3.5トン以下） ※大型，二輪，被けん引，特殊，特種，改造車は除く。



特定建築物への主な義務規定の概要

- 特定建築物(床面積(増築にあつては増築に係る部分)の合計が2,000m²以上の建築物)の新增築時に「建築物排出量削減計画書」の提出を義務付け(条例第36条)
- その内容等を公表することにより, 建築物に係る温室効果ガスの排出削減などを促進
- 平成24年4月1日以後に確認申請等を行う建築物に, 次の義務規定が適用される。
 - ① 地域産木材等の利用
 - ② 再生可能エネルギー利用設備の設置 を新たに追加

特定建築物に係る義務規定

① 地域産木材等の利用(案)

目的

森林吸収源対策を促進するとともに、京都の知恵を活かした環境配慮建築物の普及を推進する。

地域産木材

- 地域において産出された木材
 - 「みやこ杉木」認証木材, ウッドマイレージCO₂認証木材
- 地域において産出された木材を相当量使用した製品や合板
 - みやこ杉木製品, 上記認証木材を相当量使用した合板等

利用義務量の考え方

- 建築物については、防火等の法的制約や用途により、木材利用可能量が大きく異なることから、「利用可能な居室」の総面積に着目
- 利用可能な居室の総面積を基に当該建物全体での義務量を算定
- 防火等の法的制限を踏まえ、利用可能な居室のなかで、腰壁部分(床面からの高さが1.2m以下の部分)を利用義務量算出の基礎とする。

特定建築物に係る義務規定

利用可能な居室の考え方

■ 居室とは建築基準法第二条に定める居室をいう

第二条 四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

<算定対象から除外する居室>

■ 法令等により内装制限を受ける室

- 建築基準法第35条の2(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物など)に該当する室, 廊下, その他の通路

■ 機能上・衛生上の問題で内装制限を受ける居室

- ex.)居室の用途上, 常に湿気にさらされている居室
- 居室の用途上, 衛生環境を保つ必要がある居室
- 居室の用途上, 汚れやすく水や薬品で清掃を頻繁に行う必要がある居室
- 居室自体が特殊な用途を持つため, 木材を利用することができない居室

■ 内装を設けない居室

- ex.)通常の使用条件により, 内装を設けない居室
- 頻繁に内装を変更する必要がある, 特定の内装を指定できない居室

地域産木材義務量

■ 利用可能な居室の面積を $A\text{m}^2$ とし, 全ての利用可能な居室で算出した使用量を合算し, 義務量 $V(\text{m}^3)$ とする。

➢ 居室ごとの地域産木材利用義務量

$$V_1 = 0.01\sqrt{A_1}$$

➢ 特定建築物での地域産木材義務総量

$$V = V_1 + V_2 + \dots$$

<建物全体での地域産木材義務量算出表(例)>

居室名称	対象可否	居室面積	義務量(m ³)	備考
会議室	○	400	0.2	
病理検査室	×	100	—	衛生上不可
事務室	○	2500	0.5	
手術室	×	160	—	特殊用途上不可
合計			0.7	

特定建築物に係る義務規定

② 再生可能エネルギー利用設備の設置(案)

目的

再生可能エネルギーを利用した設備の導入を義務化することによって、特定建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減を図ることで、地球温暖化対策を推進する。

利用義務量

- 義務量は、熱量に換算した量で定める。
- 導入する再生可能エネルギーの種類に関わらず一定の基準量とする。
- 再生可能エネルギーとして定義されているもののうち、その選択については建築主、設計者に委ねる。

再生可能エネルギーの利用

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス、地熱等を利用して得ることができるエネルギーその他の化石燃料以外の永続的に利用できるエネルギー

再生可能エネルギーの利用

再生可能エネルギーの変換利用

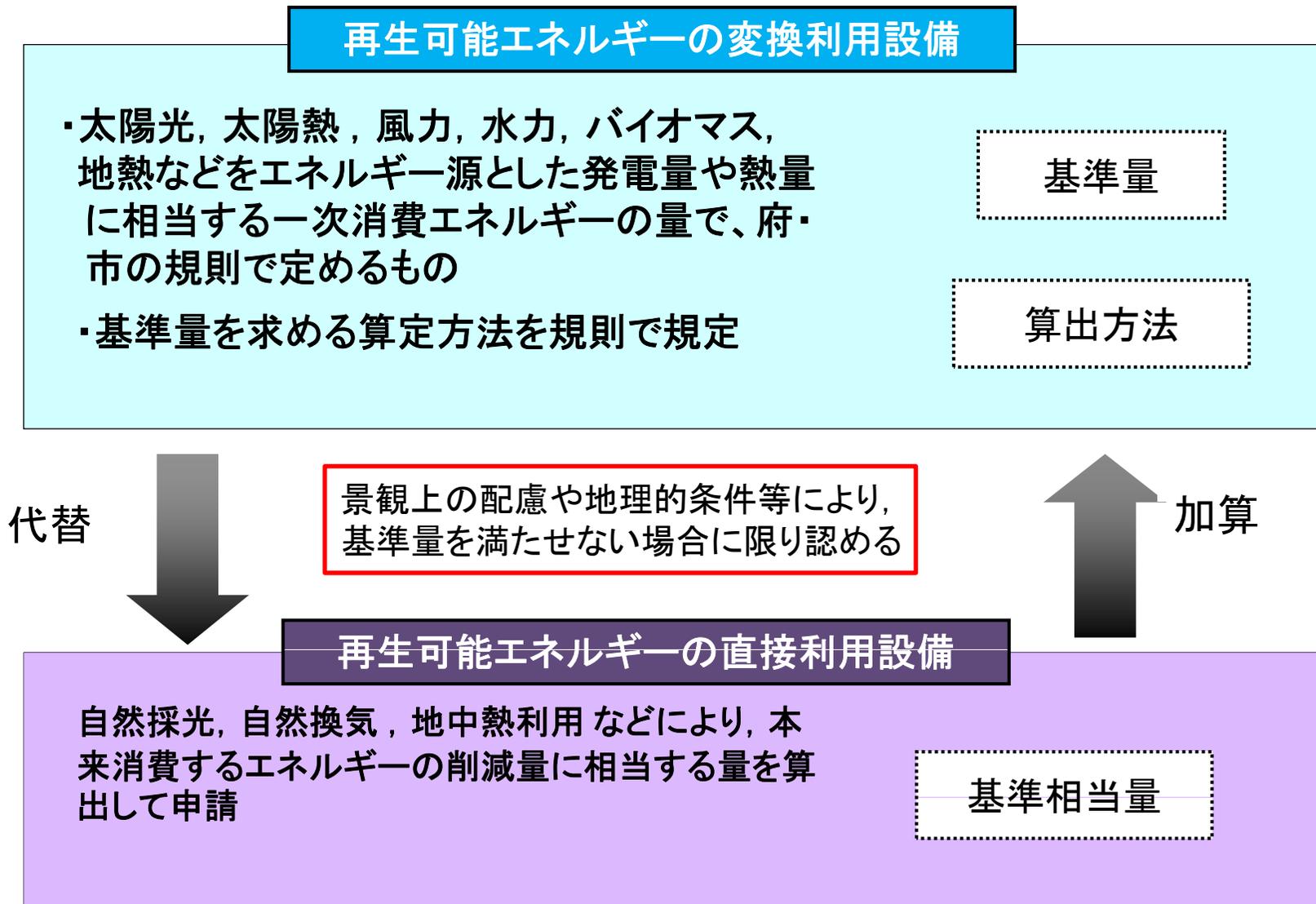
電力や熱としてエネルギーを創出し、化石燃料由来のCO₂排出量を削減
(例) 太陽光発電設備
太陽熱利用設備
木質ペレットボイラー設備

再生可能エネルギーの直接利用

再生可能エネルギーの直接利用により、電力やガス等を消費する設備の使用を抑えてCO₂排出量を削減
(例) 自然採光システム
自然換気システム
クール・ヒートレンヂ

特定建築物に係る義務規定

再生可能エネルギー利用設備



特定建築物に係る義務規定

再生可能エネルギー利用設備基準量

基準量設定の考え方

京都府，京都市の条例に基づき届出のあった特定建築物における一次消費エネルギーの平均値
(延床面積2,000 m²あたりに換算)

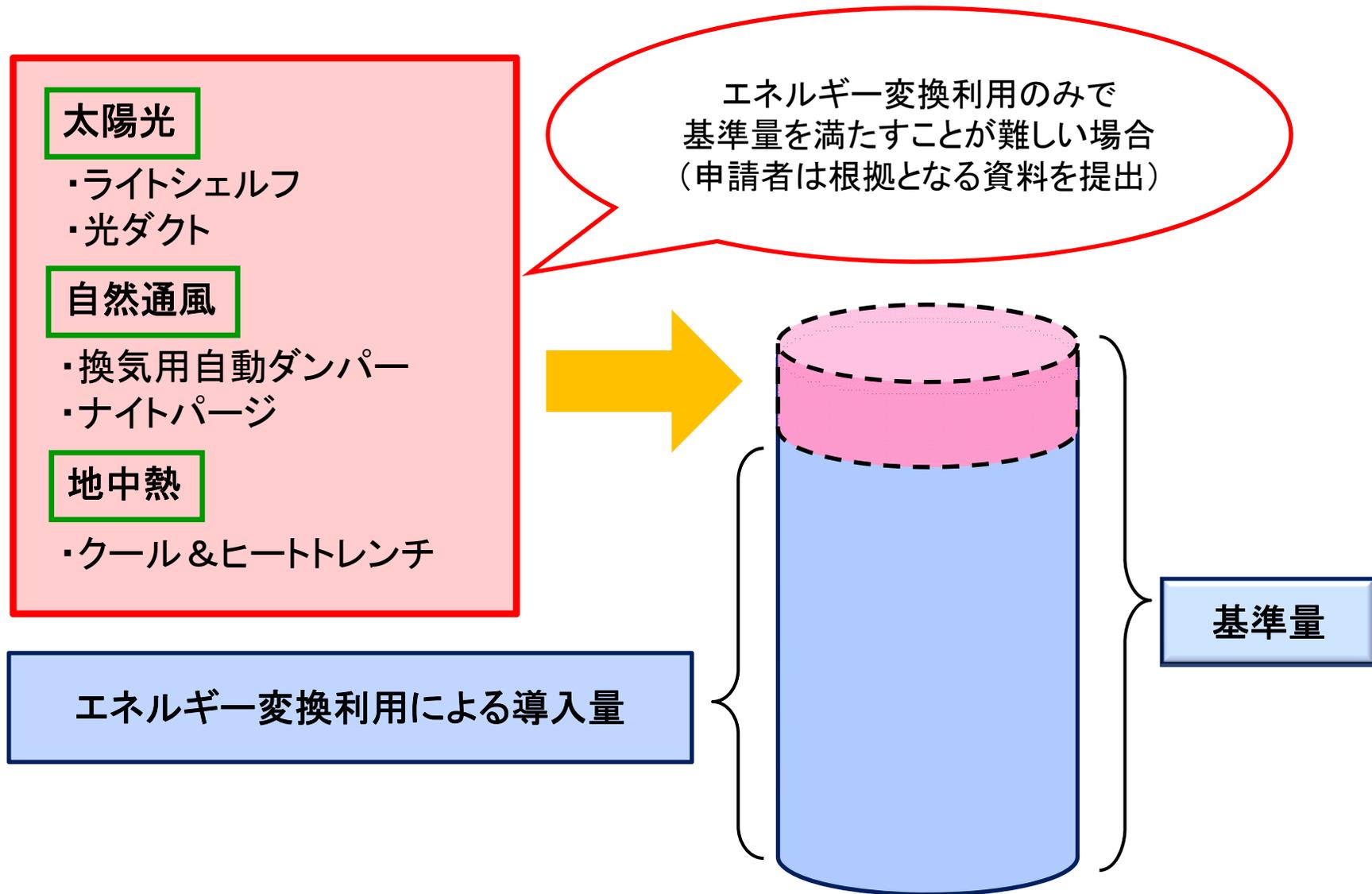
$\times 1.0\% =$ **基準量**

特定建築物の一次消費エネルギーの1.0%を再生可能エネルギーとする

特定建築物全体で，この基準量を満たす設備を設置する

特定建築物に係る義務規定

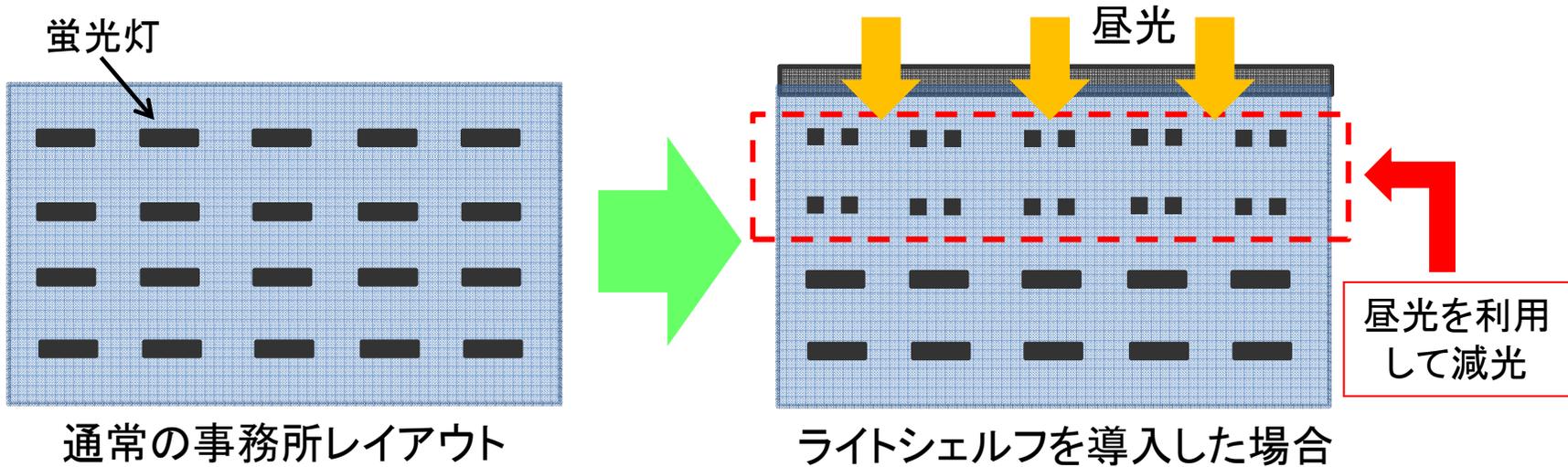
【再生可能エネルギーの直接利用による加算】



特定建築物に係る義務規定

【再生可能エネルギー直接利用の例：ライトシェルフ】

事務所の窓際での昼光利用を想定し、
本来ならば使用するはずの蛍光灯の明るさを調光できるように設計した。



算出例

蛍光灯1台の消費電力を54W, 明るさ25%の調光(減光)を行う時間を年間287日, 1日3hとする場合。この設計による再生可能エネルギーの利用相当量(MJ/年)は

$$\bullet 54\text{W} \times 0.25 \times 3\text{h} \times 287\text{日} \times 10\text{台} \times 9.76(\text{MJ/kWh})$$

$$= \mathbf{1,130(\text{MJ/年})} \leftarrow \mathbf{\text{導入量に加算}}$$